

野焼きに関する通知への対応等について

【通知の関係機関等への周知】

- ・県の廃棄物対策課及び環境関係の出先機関、市町村環境担当課あてに通知文を送付し、関係機関や一般への周知をお願いしている。(茨城県)
- ・当該通知について市町環境行政担当課宛て周知した。(栃木県)
- ・県内各環境森林事務所及び各市町村（公害担当課）あて情報提供済み（H30.4）。(群馬県)
- ・上昇傾向が地域の状況として判断できる場合は **PM2.5** の観測値をそのまま採用すること、野焼きにより **PM2.5** が上昇する状況があること、野焼きを抑制できるようにバイオマスの利用を進めることを県現地機関、市町村へ通知した。(長野県)
- ・政令市以外の市町村環境部局及び各環境管理事務所（県環境部の出先機関）宛てに環境省の通知を転送し、周知を実施した。(埼玉県)
- ・**PM2.5** が高濃度となる原因の一つに野焼きが考えられていることから、県条例の屋外焼却の制限に係る業務の参考にするよう、県の出先機関及び大気汚染防止法政令市を除く県内市町村に、国の通知を添えて通知。(神奈川県)
- ・**PM2.5** 質量濃度の測定に際して、野焼き等で発生した煙の影響による上昇と判断された場合の測定値の取扱いについて留意するよう、環境科学センターに国の通知を添えて通知。(神奈川県)
- ・各市町村や関係機関へ情報提供をおこなった。(山梨県)
- ・ホームページによる周知（静岡県）
- ・広報誌に野焼きに関する注意喚起の記事を掲載しました。(静岡市)

【野焼きに関する情報提供の依頼】

- ・大気汚染常時監視測定局周辺でヨシ焼き等が予定されている場合は当課宛て情報提供するよう依頼した。(栃木県)